

## 見積一覧表

契約の方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）		
当該業者を選定した理由	上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。 別紙のとおり		
業務番号	新庁準委第1号	発注担当課	管財課 新庁舎建設準備室
業務名	五所川原市新庁舎車庫建設工事監理業務		
業務場所 （対象地域）	五所川原市字弥生町 地内		
履行期限又は履行期間	平成29年3月30日		
業務概要	新庁舎車庫 構造：鉄骨造 延床面積：1, 126.46㎡ （1階650.18㎡、2階476.28㎡） 上記建築物の杭打・建築・電気設備・機械設備工事監理業務一式		
見積依頼業者	見積書記載金額（円）	摘要	
株式会社 佐藤総合計画 東北事務所	3, 800, 000	決定	
備考			
見積額（契約額）は、見積書記載金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。			

## 随意契約理由書

- 1 業務名 五所川原市新庁舎車庫建設工事監理業務
- 2 業務場所 五所川原市字弥生町 地内
- 3 契約の相手方 株式会社 佐藤総合計画 東北事務所
- 4 随意契約適用法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)
- 5 随意契約の理由

今回、五所川原市新庁舎車庫建設工事にあたり、その工事監理業務について委託するものであるが、新庁舎車庫建設にあたる設計業務は、平成27年8月5日に有限会社アトリエール一級建築士事務所と契約し、平成28年3月20日にその業務を完了し、その設計内容に基づき工事を行うものである。

今回工事を行う新庁舎車庫建設工事場所の近接地では、五所川原市新庁舎建設工事を平成30年3月20日までの工事期限として、工事を進めているところである。新庁舎については、その設計業務及び工事監理業務を株式会社佐藤総合計画東北事務所と契約し、杭打工事から今後発注予定の地中熱利用設備工事を含む外構・駐車場整備工事までの庁舎建設全体にあたる各施工者への設計内容の伝達と施工監理を現場常駐体制にて適正に実施されているところである。

新庁舎車庫建設工事場所と新庁舎建設場所は市道西部53号線を間に近接しており、工事現場内の各施工者間の調整はもちろん、工事仮設や工事車両等の通行に十分に注意し、近隣住民等への周知や安全確保も必要となる。

また、新庁舎車庫と新庁舎では電気設備等で接続される設計となっていることや、新庁舎と同じく地中熱利用設備による駐車場融雪計画もあり、その監理も株式会社佐藤総合計画東北事務所の業務となっている。

これらのことから、新庁舎車庫及び新庁舎建設工事の監理業務を同社に委託することにより、関連工事間の調整を円滑に行い、建設工事現場付近の安全を確保しながらの一体的な監理により、定められた工期内での工事の完成と整備が可能となる。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、株式会社佐藤総合計画東北事務所より見積書を徴取し、予定価格以内で契約を締結するものである。